

# 申告相談をご利用ください

[税理士が行う無料申告相談]

日時	会場	対象
2月9日(火)・10日(水) 9時30分～12時、 13時～16時	保健文化センター 3階ホール	小規模納税者の所得 税・消費税、年金受 給者・給与所得者の 所得税の申告 ※青色申告の方・譲 渡所得のある方を除 く

[所得税・住民税の申告相談]

日時	会場	対象
2月16日(火) ～3月15日(月) (土・日を除く) 9時～11時、 13時～16時	中央公民館1階講堂  農村環境改善センター いずみの里農事相談室	次の方は、東金税務 署で申告してくださ い。 ・青色申告の方 ・譲渡所得のある方 ・雑損控除のある方 ・贈与税や消費税の 申告が必要な方

◇注意 混雑する会場では、かなりの時間お待ちいただく場合や受け付けを早めに締め切る場合がありますので、ご容赦ください。また、相談内容が複雑で時間を要する方はご遠慮ください。

## 介護保険制度による 障害者控除認定について

障害者手帳をお持ちでない方でも、手帳保持者に準じた所得税・住民税の障害者控除が受けられる場合があります。

▶対象＝原則として、介護保険の認定を受けた65歳以上の方で、町長発行の障害者控除対象者認定(書)を受けた方

※該当するかどうかの確認・認定の申請等は、個人情報保護のため、窓口での対応とさせていただきます。詳しくは、お問い合わせください。

☎ 町・国民健康介護課介護保険班 ☎ (70) 0335

## 確定申告には社会保険料控除証明書の添付を

平成21年1月から12月までに納めた本人や家族の国民年金保険料の全額が、確定申告のときに社会保険料控除として、所得税や住民税の課税対象の所得から差し引くことができます。

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合、日本年金機構から発行された「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の添付が必要です。忘れずに添付してください。

また、老齢基礎年金等の年金は老齢福祉年金を除き、雑所得

として所得税や住民税の課税対象となりますので申告が必要です。

※「老齢」と名のつかない年金(障害年金や遺族年金など)は非課税です

☎ 町千葉国民年金電話センター  
☎ 043(203)5600  
控除証明書専用ダイヤル  
☎ 0570(070)117  
☎ 03(6700)1130  
住民課国保年金班  
☎ (70)0334

○所得税の確定申告に関する問い合わせ  
東金税務署 ☎ (52)3121

○住民税の申告に関する問い合わせ  
町税務課住民税班 ☎ (70)0321



## 確定申告が必要なくて 住民税の申告が必要な方

平成22年1月1日現在、町に住所があり、次の事項に該当する方は住民税の申告が必要  
要です。

なお、住民税の申告内容は、国民健康保険税の算出・軽減の判定、国民年金保険料の免除申請、児童手当、就学援助、町営住宅入居等でも必要となりますので、必ず申告してください。

△住民税申告の必要な方  
・給与または公的年金以外の所得のある方  
・平成21年中に所得がなく、配偶者控除または扶養控除の対象になつていない方  
・平成21年中の所得が非課税所得(主に遺族・障害・老

所得のある方  
・平成21年中に所得がなく、配偶者控除または扶養控除の対象になつていない方  
・平成21年中の所得が非課税所得(主に遺族・障害・老

齢福祉年金や雇用・労災保険の給付等)のみで配偶者控除または扶養控除の対象になつていない方

△注意  
※所得税の確定申告をした方は、住民税の申告をする必要はありません  
※給与所得者で給与以外の所得が20万円以下の方でも住民税の申告は必要です  
※勤務先から役場に給与支払報告書の提出がなかった方や、公的年金の支払い先から役場に公的年金等支払報告書の提出がなかった方は、住民税の申告を求められる場合があります。

## 上場株式等の配当所得に係る申告分離課税制度

上場株式等の配当等(大口株主等が支払いを受けるものを除く)に係る配当所得について、総合課税のほかに、軽減税率(所得税7%・住民税3%)による申告分離課税を選択することができるように

なりました。なお、申告分離課税を選択した場合には、上場株式等の譲渡損失の金額と損益を通算することができませんが、配当控除を受けることはできません。



## 東金税務署から

### ◎土地や建物を売ったときは

平成21年中に土地や建物を売った方は、譲渡所得について所得税の確定申告が必要です。なお、マイホームの3,000万円の特別控除などの特例を受けようとする場合は、確定申告書の提出が要件となりますので、ご注意ください。そのほか、国税庁ホームページの東京国税局コーナーには、特例の要件や申告に必要な書類が確認できるよう、「各種チェックシート」を掲載していますので、ご利用ください。

### ◎税務職員を装った不審な電話・「振り込め詐欺」にご注意ください!

税務署や国税局では、還付金受け取りのために金融機関等の現金自動預け払い機(ATM)の操作を求めることはありません。不審な電話があった場合には、最寄りの税務署にお問い合わせください。

### ◎申告書は自分で作成して提出はお早めに

#### ◇申告期限

平成21年分の所得税の確定申告書・贈与税の申告書の提出・納付の期限は、**3月15日(月)**です。

平成21年分の個人事業者の消費税・地方消費税の確定申告書の提出・納付の期限は、**3月31日(水)**です。

3月に入ると税務署は大変混雑しますので、確定申告書等をご自分で作成し、早めの提出をお願いします。

#### ◇申告書の作成

申告書は、自宅のパソコンで国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から作成することもできます。

作成を税理士に依頼する際は、にせ税理士にご注意ください。

#### ◇申告書の提出

申告書は、e-Taxや郵便または信書便による送付、税務署の時間外文書収受箱への投かんでも提出できます。

### ◎納税は期限内に

振替納税またはe-Taxをご利用ください。なお、納付書で納付する場合は、ご自分で納付書に金額等を記入の上、金融機関で必ず期限内に納付してください。

※e-Taxの利用には事前の手続きが必要です。詳しくは国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/> をご覧ください。